

弁護士会等の活動の活性化のための費用の補助に関する規則

(令和二年十二月十七日規則第百九十五号)

(目的)

第一条 この規則は、弁護士会又は弁護士会連合会(以下「弁護士会等」という。)の活動の活性化に要する費用を補助するための弁護士会等活動補助金(以下補助金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の支給)

第二条 本会は、弁護士会等に対し、次に掲げる費用について補助金を支給する。

一 弁護士会等が本会の承認を得て開催する本会との共催行事又は本会が後援する行事の開催費用

二 弁護士会の広報及び若手会員への支援に関する活動に要する費用

(支給対象の費目)

第三条 前条第一号の費用の具体的範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 講師、パネリスト等の謝礼及び旅費

二 相談会における相談担当弁護士の日当

三 会場費及び設営費

四 資料印刷費

五 通信費(案内を発信するための郵券代等)

六 広報費(チラシ作成費、新聞広告料金等)

七 行事当日に開催される打合せの食事代

八 反訳料等行事の内容について記録するための費用

九 その他会長が相当と認める費用

2 前条第二号の費用の具体的範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 弁護士会ウェブサイトの開設及び改修費用

二 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の広告料

三 弁護士会館、駅、街頭等における看板設置費用

四 若手会員を主たる参加対象とした研修会の開催費用

五 若手会員が本会が開催する各種行事等に参加するための費用

六 その他会長が相当と認める費用

3 飲食に要する費用は、第一項第七号に該当するときを除き、補助金の支給対象とはならない。

(支給の額)

第四条 補助金の支給の額は、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、当該各号に定める範囲において会長が決定する。

一 シンポジウム、集会及びブロック協議会

イ 本会の重点課題に関する行事その他会長が特に必要と認めた場合 一件当たり二十万円を上限とする実費

ロ イ以外の場合 一件当たり二十万円を上限とする実費であつて総経費の半額を超えないもの

二 法の日記念行事、憲法記念行事その他これに類する記念行事 一件当たり五万円を上限とする実費

三 相談会 一件当たり五万円を上限とする実費であつて、次の式により算出した額及びその他の実費を合計したもの

三千円×相談予定時間数×相談担当弁護士数

四 公設事務所の開設及び引継式典 日弁連ひまわり基金から援助される十万円を超える部分について、一件当たり十万円を上限とする実費

五 弁護士会の広報及び若手会員への支援 年間八十万円を上限とする実費
(支給額の上限)

第五条 各年度の補助金の上限額は、次の各号に掲げる活動の主体に応じ、当該各号に定める額とする。

一 弁護士会 三百万円

二 弁護士会連合会 百万円

(支給の申請)

第六条 補助金の支給を受けようとする弁護士会等は、次に掲げる事項を記載した書面を本会に提出して申請をしなければならない。

一 申請に係る活動が第四条各号に掲げる活動のいずれであるかの別及びその内容

二 支給を受けようとする金額

二 会長は、前項の申請を受けたときは、速やかに支給の可否及び上限の金額を決定し、申請をした弁護士会等に対して通知する。ただし、申請の際、弁護士会等から次条第一項に規定する書類が併せて提出され、かつ、前項第二号の金額と支給額が一致する場合には、通知を省略することができる。

(支給の実施)

第七条 前条第二項の規定により支給する旨の通知を受けた弁護士会等は、申請に係る活動の実施後遅滞なく、当該活動に関する報告書、当該活動に支出した費用の明細書その他本会が指定する書類を本会に提出しなければならない。なお、前条第一項の申請の際に併せて提出することを妨げない。

二 本会は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、申請に係る活動に支出した費用に相当する額の補助金を支給する。ただし、前条第二項の規定により決定した金額を限度とする。

三 第一項に規定する書類の各年度の提出期限は、二月末日までとする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。